



2022年度
2022年4月～2023年3月

地球温暖化対策 助成制度のご案内

助成制度の詳細は、区ホームページでもご覧いただけます。

港区環境助成

検索

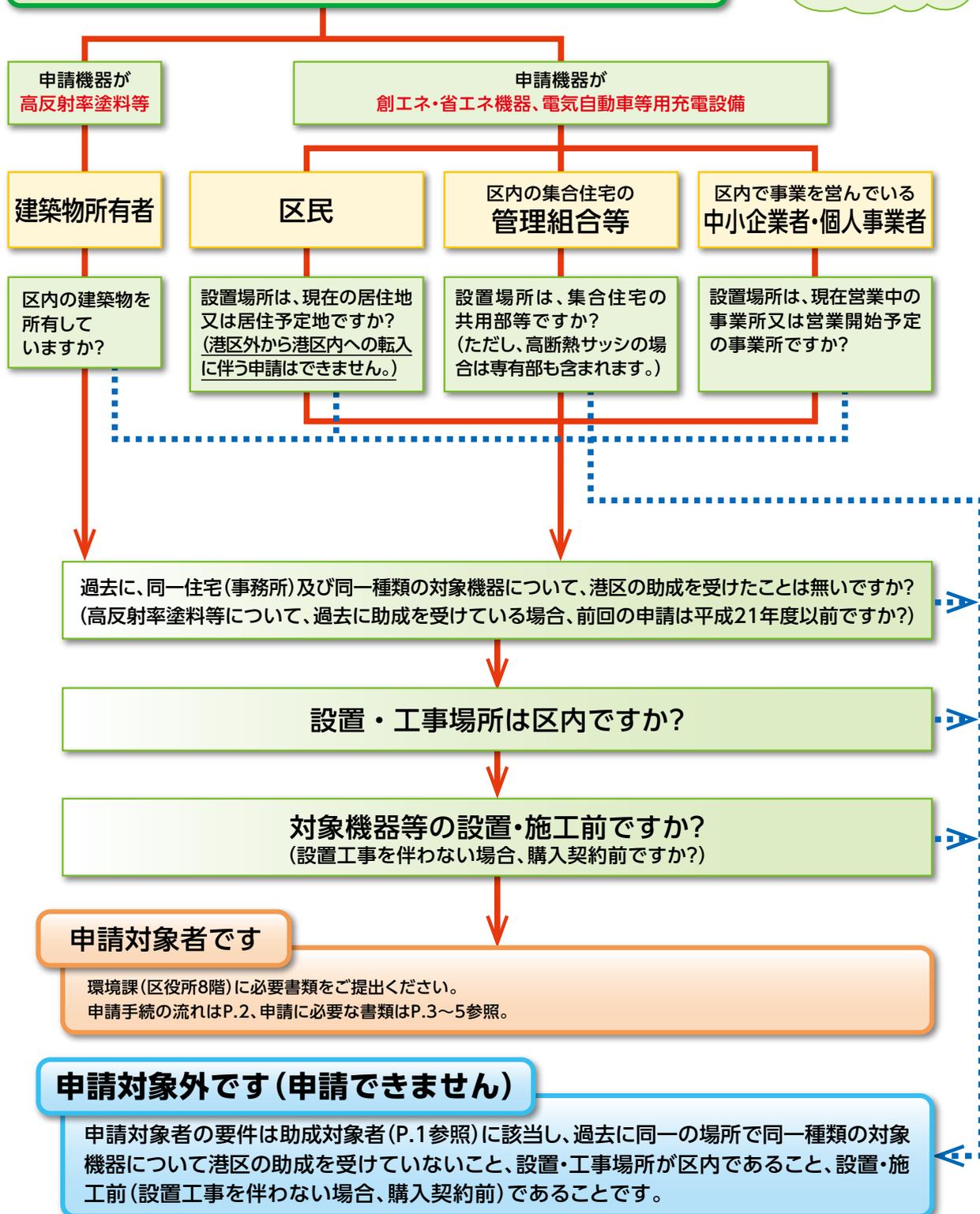


～申請する前に必ずご確認ください～

※助成金の交付申請は、必ず機器等の設置工事前に行ってください。

START あなたは次のうちどれに該当しますか？

→ はい
→ いいえ



- ・予算がなくなり次第終了します。お早めにご申請ください。
- ・虚偽その他不正に申請をされた場合や、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する目的で交付した助成金を使用したと認められる場合は、交付した助成金を返還していただきます。
- ・助成対象機器等については、未使用のものが対象になります。(電気自動車等用充電設備のみリース可)

目次

● 助成対象機器・助成対象者一覧	1
● 申請手続の流れ	2
● 申請に必要な書類	3
● 必要書類作成例	6
● 各助成対象機器等の内容	
1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	7
2 日射調整フィルム	7
3 高断熱サッシ	9
4 人感センサー付照明	11
5 管理組合等向けLED照明	11
6 省エネルギー診断結果に基づく設備改修	13
7 事業所用高効率空調機器	14
8 太陽光発電システム	15
9 蓄電システム	15
10 11 電気自動車等用充電設備	16
12 高反射率塗料等	17
● よくあるご質問	20
● 完了報告時に必要な添付書類一覧	23
● 交付申請書類(コピーしてご使用ください)	
港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金交付申請書	25
港区高反射率塗料等材料費助成金交付申請書	27
設置同意書	28

助成対象機器・助成対象者一覧

助成対象機器

助成対象機器等	助成対象者(申請者区分)			新規設置の可否	掲載ページ
	区民	管理組合等	中小企業者 個人事業者		
1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	○	—	—	可	7
2 日射調整フィルム	○	○	○	可	7
3 高断熱サッシ	○	○	—	不可	9
4 人感センサー付照明	—	○	—	可	11
5 管理組合等向けLED照明	—	○	—	不可	11
6 省エネルギー診断結果に基づく設備改修	—	—	○	不可	13
7 事業所用高効率空調機器	—	—	○	不可	14
8 太陽光発電システム	○	○	○	可	15
9 蓄電システム	○	—	—	可	15
10 11 電気自動車等用充電設備 ^{*1}	○	○	○	可	16
12 高反射率塗料等	区内に建築物を所有している個人、法人及び管理組合等 ^{*2}			可	17

※1 電気自動車等用充電設備は、建築物を所有する個人と助成対象機器を貸与するリース事業者も助成対象者に含まれます。

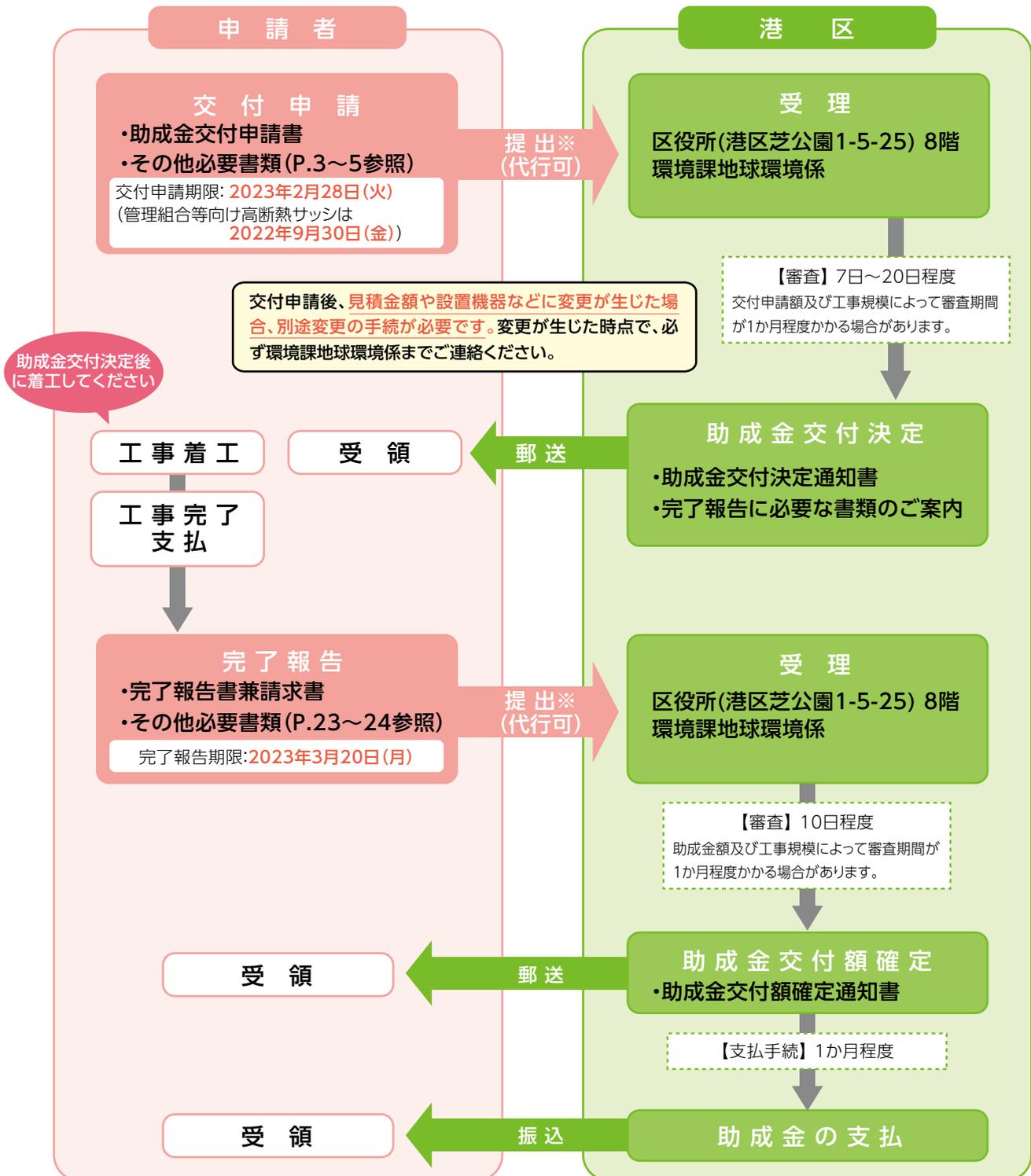
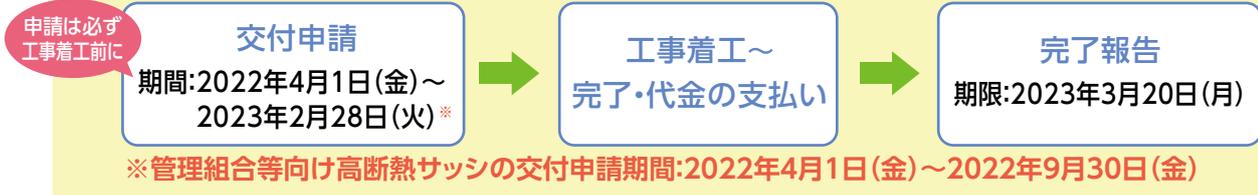
※2 管理組合等については屋上又は屋根が区分所有者全員の共用に属さない場合は、助成対象外です。

助成対象者

区民	区内の住宅に居住し、当該住宅に対象機器を購入し、使用しようとするもの又はその敷地内に対象機器を設置しようとするもの
管理組合等	区内の集合住宅の管理組合又は管理者で、集合住宅の共用部に対象機器を購入し、使用しようとするもの又はその敷地内の共用部に対象機器を設置しようとするもの(ただし、高断熱サッシの場合は専有部に設置する場合を含む。)
中小企業者・個人事業者	区内に事業所を有する中小企業者又は個人事業者で、当該事業所に対象機器を購入し、設置しようとするもの又はその敷地内に対象機器を設置しようとするもの

申請手続の流れ

以下の図に基づき、2022年4月1日(金)から2023年3月20日(月)までの期間に手続してください。



お問い合わせ先は裏表紙の「補助・助成事業問い合わせ先」をご参照ください。

*提出は郵送でも受け付けています。

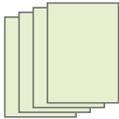
申請に必要な書類

10 11 電気自動車等用充電設備 (P.16)、12 高反射率塗料等 (P.17) については、各機器の詳細ページをご参照ください。

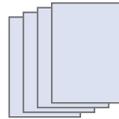
提出書類

申請者は、以下の書類を揃え、環境課地球環境係に提出してください。(代行可)

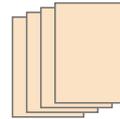
1 共通必要書類



2 申請者別必要書類



3 対象機器別必要書類



<上記のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。>

1 共通必要書類

(1) 交付申請書※ (第1号様式)

助成対象機器1種類につき、申請書1枚を提出

(2) 見積書の写し(有効期限内のもの)

宛名が申請者名となっており、設置予定対象機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

- ・高断熱サッシは公益財団法人北海道環境財団の登録型番又は一般社団法人環境共創イニシアチブの登録型番を記載すること
- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)は、機器費(P.7参照)を記載すること
- ・個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名(屋号を除く)とすること

(3) 対象機器のカタログ・パンフレット(コピー可)

対象機器の形状、規格等が要件を満たすことが確認できるもの

(4) 現況写真

対象機器の設置予定箇所が写っているもの(設置が複数箇所の場合、全ての箇所)

- ・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別ができないものは不可)
- ・日射調整フィルム、高断熱サッシは窓全体が写っているもの

(5) 設置同意書※

対象機器を設置する建築物の共有権者又は所有者の同意書

対象機器を設置する建築物が共有又は賃貸建築物、使用貸借建築物である場合のみ提出

※区ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度 > 創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度)からダウンロードするかP.25、28をコピーして使用してください。

2 申請者別必要書類

申請者	必要書類
区民	<p>申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの） ・運転免許証（両面）の写し ・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面のみの写し などいずれか1点 <p>以下の書類はいずれか2点以上必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し ・国民年金手帳の写し、パスポート など
管理組合等	<p>対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会で議決されたことが確認できるもの（議事録など）の写し※1</p> <hr/> <p>現在の理事長又は管理者が、管理組合総会で選定されたことが確認できるもの（議事録など）の写し※1</p> <hr/> <p>建物の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）※2</p>
中小企業者	<p>商業の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）※2 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【補足書類】をあわせて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	<p>直近の所得税の確定申告書（受付印のあるもの）の写し</p> <hr/> <p>〔不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること〕 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書（不動産所得の収入の内訳書含む）の写し など</p> <hr/> <p>上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【補足書類】をあわせて提出してください。</p>

※1 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

※2 法務局が発行したもの（登記情報提供サービスで取得したものは不可）。

補足書類（以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。）

中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか2点

- ・有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し（有効期限内のもの）
- ・設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し（3か月以内のもの）
 公共料金の請求書又は領収証の写しは、異なる種類のもの（例：電気・ガスなど）を2点提出してください。

中小企業者のみ（資本金が中小企業基本法の定義（P.20Q1参照）を超えている場合）

従業員数が確認できる書類（労働保険概算・確定保険料申告書（受理印があるもの））等の写し

3 対象機器別必要書類

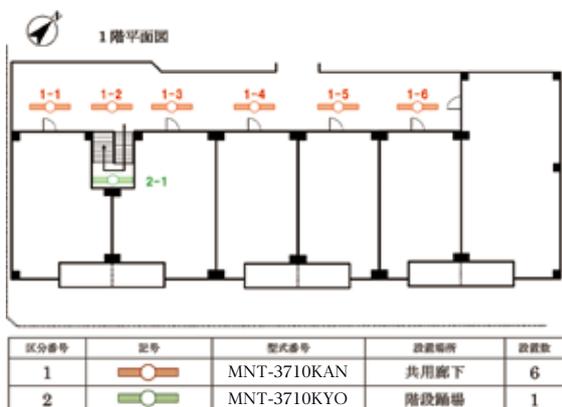
以下の対象機器については、機器別に必要書類があります。

対象機器	必要書類
2 日射調整フィルム	<p>(1) フィルム施工箇所の図面及び面積計算表(施工箇所、規模を明示すること) P.8参照</p> <p>(2) 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率等の性能を証明するもの(第三者機関(建材試験センターなど)測定の証明書)</p> <p>区が証明書を確認済みの製品は不要です。区が証明書を認めている製品の覧は、区ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度 > 創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度 > 日射調整フィルム)で公開しています。</p>
3 高断熱サッシ	<p>集合住宅居住者 管理組合等</p> <p>集合住宅の居住者(区民)が区分所有法上で共用部とみなされる部分に対象機器を設置する(外窓・ガラス交換等)などの改修を行う場合は、管理組合が改修することについて承諾する旨の記載がある以下の書類を提出してください。</p> <p>「管理組合の承諾書」の写しまたは「管理組合総会の議事録」の写し</p> <p>(1) 住戸タイプ別配置図 (2) フロアごとの住戸タイプ戸数一覧 (3) 住戸タイプ別窓種類一覧 (4) 住戸タイプ別窓個数一覧 (5) 平面図*</p>
4 人感センサー付照明	平面図*
5 管理組合等向けLED照明	<p>(1) 港区集合住宅省エネコンサルタントが作成する港区マンション省エネ改善提案報告書の写し(診断実施日から3年以内のもの)</p> <p>(2) 平面図*</p>
6 省エネルギー診断結果に基づく設備改修	<p>(1) 以下の団体等が発行する省エネルギー診断結果報告書の写し(診断実施日から3年以内のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区が令和2年度まで実施していた「中小規模事業所における省エネ取組推進支援事業」により派遣された省エネ相談員 ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) ・国の「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金」に係る補助事業者に採択された事業者 <p>(2) 平面図*</p>
7 事業所用高効率空調機器	平面図*(室内機及び室外機の設置場所を記載したもの)

※ 設置場所を記載し、見積書に記載の設置機器型番及び現況写真と照合できるもの(P.6参照)

必要書類作成例

平面図〈作成例〉



※設置箇所を明示してください

現況写真〈作成例〉

- ① 建物名：港区株式会社
 設置場所：1階廊下1-1～1-6
 改修後設置機器型番：MNT-3710KAN



平面図の提出が必要な対象機器

- ③ 高断熱サッシ【管理組合等向け】
- ④ 人感センサー付照明
- ⑤ 管理組合等向けLED照明
- ⑥ 省エネルギー診断結果に基づく設備改修
- ⑦ 事業所用高効率空調機器
- ⑩⑪ 電気自動車等用充電設備

高断熱サッシ【管理組合等向け】に必要な添付書類の作成例

・フロアごとの住戸タイプ戸数一覧

階数	住戸タイプ					合計
	A	B	C	D	E	
2	2	2	1	2	1	8
3	2	2	1	2	1	8
4	2	2	1	2	1	8
5	2	1	2	1	2	8
合計	8	7	5	7	5	32

・住戸タイプ別窓種類一覧

住戸タイプ	窓種類(AW)					合計
	1	1A	2	2A	2B	
A		1	1		1	3
B		1		1		2
C		1		1		2
D		1			1	2
E	1		1			2
合計	1	4	2	2	2	11

・住戸タイプ別窓個数一覧

住戸タイプ別戸数	窓種類(AW)					合計
	1	1A	2	2A	2B	
A 8		8	8		8	24
B 7		7		7		14
C 5		5		5		10
D 7		7			7	14
E 5	5		5			10
合計 32	5	27	13	12	15	72

1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

対象者	金額	機器の要件
区 民	機器費*の1/4 (上限150,000円)	① 1台あたりの発電能力が定格出力0.3kWから1.5kWまでのもの ② 貯湯容量が20リットル以上の貯湯タンクを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるもの ③ JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率が低位発熱量基準で80%以上のもの ④ 未使用のもの

※「機器費」とは、以下の経費を指し、消費税は含みません。見積書に助成対象経費と助成対象外経費を分けて記載してください。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。設置に要する工事費・機器の運搬費等は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

エネファームとは… > ガスから取り出した水素を利用して発電し、発電時に出る熱でお湯をつくるシステムです。

家庭用燃料電池(エネファーム)の助成対象経費

費目	助成対象設備	助成対象経費
機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体(燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、同梱品の電流センサー(CTセンサー)、燃料電池運転操作等)及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体(貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップバーナー、貯湯ユニット制御装置等)及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	付属品他	貯湯槽分離型バックアップバーナー、台所リモコン、風呂リモコン、配管カバー、据置台の購入及び製造事業者もしくは機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用

2 日射調整フィルム

対象者	助成金額算出方法	上限額	フィルムの要件
区 民	①、②のいずれか低い金額	40,000円	① 第三者機関で測定し、以下の性能を満たし、かつ適切な耐候性が確認されているもの ・遮蔽係数0.7未満 ・可視光線透過率65%以上 ・熱貫流率5.9W/m ² ・K未満 ② 未使用のもの
管理組合等*3 中小企業者 個人事業者	① 設置に要する経費*1の1/4 ② 助成対象面積(m ²)*2 ×4,000円	400,000円	

※1 「設置に要する経費」とは、フィルム本体の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する費用を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※2 「助成対象面積」とは、窓ガラスに日射調整フィルムを設置する面積とし、小数点第3位以下は切り捨てます。

※3 管理組合等の申請については、共用部のみ申請となります。

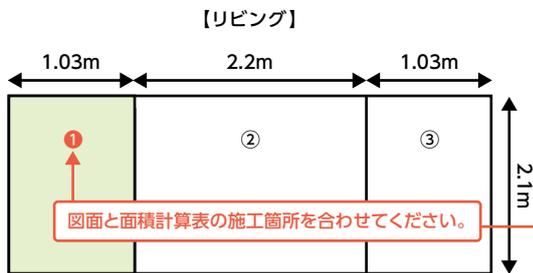
日射が直接当たるガラスに日射調整フィルムを貼ると、ガラスの日射熱吸収率が高まるためにガラスの「熱割れ」が発生する場合があります。施工に当たっては、設置予定場所のガラスが「熱割れ」を起こす可能性についてあらかじめ施工業者等に必ずご確認ください。

フィルム施工箇所の図面及び面積計算表 <作成例>

施工箇所、規模を明示してください。

※ご注意ください

面積計算表の申請面積と見積書に記載されているフィルムの面積の大きさが一致しない場合、どちらか小さい面積を「助成対象面積」とします。



施工箇所	幅	m	×	高さ	m	=	面積	m ²
①	1.03	m	×	2.1	m	=	2.163	m ²
②	2.2	m	×	2.1	m	=	4.62	m ²
③	1.03	m	×	2.1	m	=	2.163	m ²
							合計	8.946 m ²
							申請面積	8.94 m ²

各施工箇所の面積の合計値を算出します。
その後小数点第3位以下を切り捨て、申請面積を算出します。

トピックス

日射調整フィルム

■日射調整フィルムの効果

窓から侵入する日射熱を効果的に遮蔽し、室内の快適性をアップするとともに空調負荷を低減して省エネ効果を高めます。特に熱貫流率が低いタイプは、室内の熱の出入りを抑制し、断熱効果が高まります。

また、紫外線をカットしながら、ガラス破損時の飛び散りを防ぎ、居住者の安全性確保に役立ちます。

日射調整フィルムによる遮熱イメージ



カメラ画像



サーモグラフィー画像

カメラ画像(左)ではフィルムが貼ってあることはほとんどわからないが、サーモグラフィー画像(右)で見ると、フィルムサンプルを貼付した箇所は日射熱を遮り温度が低くなっている(青色箇所)。

3 高断熱サッシ

対象者	交付申請期限	助成金額算出方法	上限額	設備の要件
区 民	2023年 2月28日(火)	設置に要する経費*の1/4	100,000円	① 「公益財団法人北海道環境財団」又は「一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)」に登録されている窓及びガラスであること ② 従来設備の改修であること ③ 管理組合等の場合、原則全戸全窓(住居ではない部分を除く)の改修であること(専有部に設置する場合も含む) ④ 未使用のもの
管理組合等	2022年 9月30日(金)	①、②のいずれか低い金額 ① 設置に要する経費*の1/4 ② 施工戸数×100,000円	10,000,000円	

※ 「設置に要する経費」とは、サッシやガラスの購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。網戸は含まれません。

・防火地域、準防火地域に該当する場合は、建築基準法の規定に注意してください。

・見積書に公益財団法人北海道環境財団の登録型番又は一般社団法人環境共創イニシアチブの登録型番を記載してください。

機器の要件を必ず確認してください

対象となる高断熱サッシの要件は、以下の2団体のホームページで確認することができます。

■公益財団法人北海道環境財団(環境省補助金専用サイト)ホームページ→既存住宅における断熱リフォーム支援事業→補助対象製品

(北海道環境財団)



■一般社団法人環境共創イニシアチブ ホームページ→次世代建材→補助対象製品一覧

(環境共創イニシアチブ)



高断熱サッシとは…

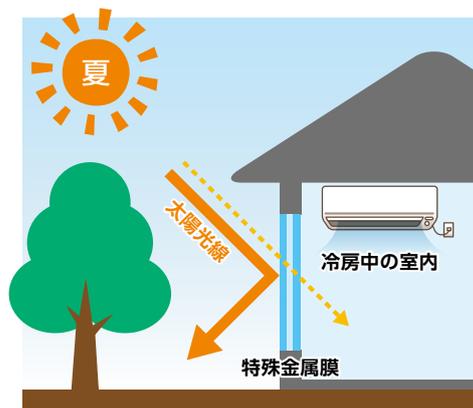
断熱型のサッシや二重窓、Low-Eガラス等の窓の複層化は、窓からの熱の出入りを防ぎ、空調効率が向上することで省エネや冷暖房費の節約になるほか、結露や防音対策にも効果的です。

トピックス

複層ガラス

■複層ガラス(遮熱高断熱)

複層ガラスは、2枚のガラスの間に、乾燥した空気を封入したガラスです。室外側のガラスに、遮熱タイプのLow-Eガラスを使用すると、外部からの日射熱を室内に入りにくくし冷房負荷を低減します。また、冬は室内の暖房熱を反射しますので、外部に逃がさず暖房効果を高めます。



出典:板硝子協会「わかりやすいビルと複層ガラス」

管理組合等向け高断熱サッシ助成 提出書類チェックリスト

申請者名

管理組合

・管理組合等のみ 交付申請期間：2022年4月1日（金）～2022年9月30日（金）

No.	書類名	提出書類 チェック欄
1	交付申請書(第1号様式)	<input type="checkbox"/>
2	見積書※1の写し(有効期限内のもの) 公益財団法人北海道環境財団又は一般社団法人環境共創イニシアチブの登録型番を記載すること	<input type="checkbox"/>
3	対象機器のカタログ・パンフレット	<input type="checkbox"/>
4	現況写真(改修前)※2	<input type="checkbox"/>
5	平面図※3	<input type="checkbox"/>
6	住戸タイプ別配置図※4	<input type="checkbox"/>
7	フロアごとの住戸タイプ戸数一覧※5	<input type="checkbox"/>
8	住戸タイプ別窓種類一覧※5	<input type="checkbox"/>
9	住戸タイプ別窓個数一覧※5	<input type="checkbox"/>
10	建物の登記事項証明書※6	<input type="checkbox"/>
11	管理組合総会で高断熱サッシの設置及び助成金の交付申請について 議決されたことを証するもの(議事録など)の写し※7	<input type="checkbox"/>
12	管理組合総会で現在の理事長又は管理者が選定されたことを証する もの(議事録など)の写し※7	<input type="checkbox"/>
13	提出書類チェックリスト(本紙)	<input type="checkbox"/>

※1 機器の型番や住戸タイプ、戸数等、費用の内訳がわかるものであること。

※2 改修前の申請する住宅の建物全体がわかる写真及び住戸タイプ別の改修箇所の写真を提出すること。ただし、一部の写真について提出できない場合、事由書を提出すること。

※3 すべての住戸について、住戸タイプがわかるものであること。

※4 部屋番号が明記されていること(例501号室など)。改修する窓に番号、品番等が明記されていること。

※5 作成例はP.6参照

※6 発行から3か月以内のものであること。法務局が発行したもの(登記情報提供サービスで取得したものは不可)。

※7 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

このチェックリストはコピーして提出してください。

4 人感センサー付照明

対象者	金額	機器の要件
管理組合等	設置に要する経費の1/2* (上限250,000円)	① 省エネルギー化を目的として、次のア又はイの方法で、照明に人感センサー(照明の照度を自動制御できるもの)を導入すること ア 人感センサー付照明を新設又は既存照明器具との交換(電球等の照明器具のみの交換を除く) イ 既存照明器具への人感センサー装置の取付 ② 未使用のもの

*「設置に要する経費」とは、機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含まれません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

人感センサー付照明とは…

人の動きを検知して、自動的に点灯・消灯する照明です。電気使用量の削減につながります。集合住宅のごみ置場、トランクルーム、駐輪場等共用部への導入が有効です。

5 管理組合等向けLED照明

対象者	金額	設備の要件								
管理組合等	設置に要する経費の1/4*1 (上限1,000,000円)	① 港区集合住宅省エネコンサルタント派遣事業(P.12参照)の相談員が提案した「港区マンション省エネ改善提案報告書*2」に基づき導入するLED照明設備であること(助成対象機器及び台数は、「港区マンション省エネ改善提案報告書」に記載のある照明及び台数とします。また、提案された照明の消費電力の値を上限とします。) ② 以下の要件を満たす機器であること <直管形> 1) LEDランプの固有エネルギー消費効率が60lm/W以上であること。 2) LEDモジュール寿命が40,000時間以上であること。 <直管形以外> 1) LEDランプの固有エネルギー消費効率が定格光束ごとに下表の基準値以上であること。 <table border="1" data-bbox="837 1332 1404 1451"> <thead> <tr> <th>定格光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm未満</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>600lm以上2200lm未満</td> <td>30lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table> 2) LEDモジュール寿命が30,000時間以上であること。 ③ 従来設備の改修であること(既存照明設備がLED照明の場合は対象外) ④ LED誘導灯及びLED非常灯については、次の要件を満たすこと ア LED誘導灯 都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱別表3LED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること イ LED非常灯 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の5第1号又は第2号に規定する構造のもの ⑤ 未使用のもの	定格光束	基準値	600lm未満	なし	600lm以上2200lm未満	30lm/W	2200lm以上	60lm/W
定格光束	基準値									
600lm未満	なし									
600lm以上2200lm未満	30lm/W									
2200lm以上	60lm/W									

*1 「設置に要する経費」とは、照明器具本体、ランプ、配電等の部材の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含まれません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。直管形の電球のみ交換する場合は対象外です。

*2 港区マンション省エネ改善提案報告書の有効期限は、診断実施日から3年以内とします(診断後3年以上経過したものは助成対象外)。

LED 誘導灯の機器の要件を必ず確認してください

対象となるLED誘導灯の要件は、東京都環境局ホームページ内の中小企業者向け「省エネ促進税制対象機器」トップ画面→[導入推奨機器検索](#)で確認することができます。



集合住宅を対象とした省エネルギー診断<無料> (港区集合住宅省エネコンサルタント派遣事業)

区は、集合住宅の管理組合等を対象に、技術専門員を派遣し、エネルギーの使用状況の診断、港区マンション省エネ改善提案報告書(以下:省エネ提案書)の作成、区分所有者間の合意形成を円滑に進めるための助言を実施しています。「管理組合等向けLED照明」の助成を申請する場合は、この省エネ診断を受ける必要があります。本事業は予算がなくなり次第終了です。お早めにご申請ください。

コンサルタント派遣(省エネ診断)の内容

原則として、①・②は同時申請となります。

- ①相談・現況調査+省エネ提案書の作成
 - ②省エネ提案内容の説明・実施に向けてのアドバイスなど
 - ③事前説明会アドバイス
 - ④総会アドバイス
- ※①～④は同一管理組合につきそれぞれ1度のみ利用することができます。



港区マンション省エネ改善提案報告書(イメージ)

派遣申請から助成金申請までの流れ 報告書の取得まで、派遣申請から約1か月半から2か月(目安)

① 派遣申請

必要書類を添えて東京共同電子申請・届出サービスを利用して申請するか、郵送または持参で下記申込先へ申請します。

② 訪問日程調整

省エネコンサルタントから申請者へ約1～2週間程度でご連絡しますので、訪問日を決定してください。訪問日は派遣申請から約1～1ヶ月半後(目安)

③ 相談・現況調査

省エネコンサルタントが相談・現況調査に伺います。

④ 省エネ提案書説明

省エネコンサルタントが再度訪問し、省エネ提案書の内容を説明し、実施に向けてアドバイスをします。(省エネ提案書の作成は、現況調査から約2週間程度かかります。)

⑤ 申請書類の準備

受領した「港区マンション省エネ改善提案報告書」の内容に基づく機器の見積書等、その他必要書類(P.3～5参照)を取得します。

⑥ 助成金交付申請

助成金の交付申請をします。

必要書類

- ① 省エネコンサルタント派遣申請書(ホームページからダウンロードできます。)
- ② 現在の理事長が選任されたことを証する書類(総会・理事会の議事録(写し))

申込・問い合わせ先

環境課地球環境係 〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号
電話03-3578-2496～2498

ホームページ

港区 省エネコンサルタント

検索



6 省エネルギー診断結果に基づく設備改修

対象者	金額	設備の要件
中小企業者 個人事業者	設置に要する経費の 1/4 ^{※1} (上限1,000,000円)	次の①～③を全て満たすもの。なお、LED照明に改修する場合は④も満たすこと。 ① 次のいずれかの省エネルギー診断結果 ^{※2} に基づき導入する省エネルギー設備であること（助成対象は省エネルギー診断報告書に記載のある機器及び台数とします。また、提案された消費電力の値を上限とします。） ア 東京都地球温暖化防止活動推進センター又は国の「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金」に係る補助事業者に採択された事業者が実施する省エネルギー診断結果 イ 港区中小規模事業所における省エネ取組推進支援事業実施要領に規定する省エネ相談員が実施する省エネルギー診断結果 ^{※3} ② 区の助成対象機器に指定されていない設備であること ③ 未使用のもの ④ LED照明に改修する場合は、管理組合等向けLED照明の設備の要件を適用(P.11)

※1 「設置に要する経費」とは、機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※2 省エネルギー診断報告書の有効期間は、診断実施日から3年以内とします（診断後3年以上経過したものや「運用改善」提案は助成対象外）。

※3 港区中小規模事業所における省エネ取組推進支援事業実施要領に規定する省エネ相談員が実施する省エネルギー診断は令和2年度をもって終了しました。

省エネルギー 診断とは…

省エネルギー診断とは、主に事業所を対象として、専門の技術士等がエネルギーの使用状況を診断するものです。
専門の技術士が照明のLED化やエレベータのインバーター化といった省エネルギー対策の提案をするため、有効な省エネ対策が期待できます。

省エネルギー診断申請から助成金申請までの流れ

省エネルギー診断結果に基づく設備改修助成については、交付申請前に「省エネルギー診断」を受診し、診断結果報告書を取得してください。

下記問い合わせ先に
省エネルギー診断
を申請する

診断を
受ける

受け取った診断結果報告書の
「設備改善」提案の内容に基
づく機器の見積書を取得する

助成金交付申請をする[※]
・その他必要な書類に
ついてはP.3～5を参照

※診断結果報告書を取得後の助成金申請手続の流れについては、P.2を参照してください。

「省エネルギー診断」についての問い合わせ先

① 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

TEL: 03-5990-5087

② 国の「中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金」に係る補助事業者に採択された事業者

一般社団法人 省エネルギーセンター TEL: 03-5439-9716

7 事業所用高効率空調機器

対象者	金額	機器の要件
中小企業者 個人事業者	設置に要する経費の 1/4* (上限500,000円)	① 事業用途に供する部分において使用するエアコンディショナであって、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(平成21年3月10日付20環都計第529号)に基づき、中小企業者向け省エネ促進税制対象機器として指定されたもの ② 従来機の入替えであること ③ 未使用のもの

*「設置に要する経費」とは、機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

*個人事業者の場合、見積書、領収書等の提出書類の宛て名は申請者名(屋号を除く)としてください。

機器の要件を必ず確認してください

対象となる空調機器の要件は、東京都環境局ホームページ内の「中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」トップ画面→[導入推奨機器検索](#)で確認することができます。



注意

助成金交付申請は、同一事業所につき1回です。過去に区の助成金交付決定を受け空調機器を更新したビルは、申請者が異なる場合であっても助成対象外となる場合があります。ビルオーナー、テナントの中小企業者・個人事業者は、事前に環境課地球環境係までお問い合わせください。

トピックス

空調設備最新技術の紹介

・人感センサー機能

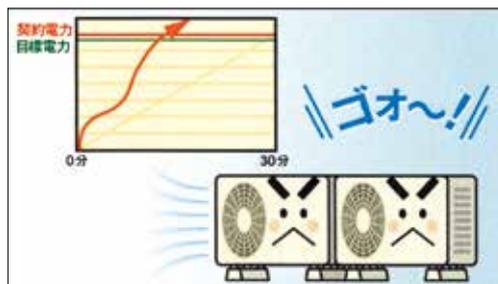


人が多いときには、標準運転
人が少なくなると運転を控えめに

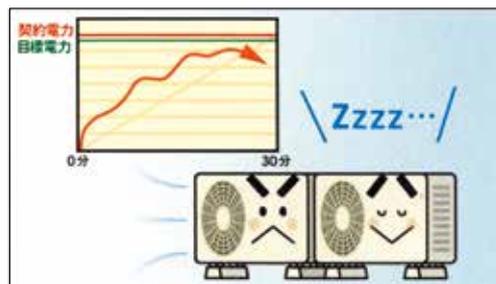


一定時間以上不在が続くと運転を停止

・最大電力制御機能



通常運転



最大電力の設定値を超えそうな場合は、
快適性を損なわないよう制御

出典：東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
「令和2年度中小規模事業所の省エネルギー対策テキスト」

8 太陽光発電システム

対象者※1	金額	機器の要件
区 民	最大出力※2に応じて 100,000円/kW (上限400,000円)	① 一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 又は国際電気標準会議 (IEC) のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの※3 ② 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満のもの ③ 余剰電力については、逆流されるもの ④ 未使用のもの
管理組合等 中小企業者 個人事業者	最大出力※2に応じて 100,000円/kW (上限999,000円)	

※1 対象者は、自ら電力会社と電力受給契約を締結し、完了報告時に受給契約が確認できる書類を提出してください。

※2 最大出力とは、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値とします。また、最大出力に小数点第3位以下の数字があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までを最大出力とします。

※3 国際電気標準会議 (IEC) のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものを設置する場合には認証を受けたことが分かるものを提出してください。

機器の要件を必ず確認してください

設置予定機器の要件は、一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) ホームページのトップ画面→電気製品等の認証→太陽電池モジュールの認証 (JETPVm認証) の登録リスト [JETPVm認証 (モジュール認証) 登録リスト] で確認することができます。



太陽光発電システム

蓄電システム

9 蓄電システム

対象者	金額	機器の要件
区 民	初期実効容量※に応じて 40,000円/kWh (上限200,000円)	① 国が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業」における補助対象機器として「一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII)」に登録されているもの ② 未使用のもの

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) のホームページに掲載されている値とします。

蓄電システムとは… 夜間電力や発電設備 (太陽光発電システムなど) により発電した余剰電力を蓄電し、電気使用量の多い時間帯に使用することで、電力需要のピークカットや電気料金の削減につながるシステムです。また、災害時における非常用電源としても活用することができます。

機器の要件を必ず確認してください

設置予定機器の要件は、一般社団法人環境共創イニシアチブホームページのトップ画面→ZEH (戸建住宅) →ZEH支援事業→蓄電システム製品登録→蓄電システム登録済製品一覧で確認することができます。



10 11 電気自動車等用充電設備

助成対象者

区民・建築物所有者(個人)	区内の住宅に居住するもの又は区内に住宅を所有するもので、当該住宅又はその敷地内に対象機器を設置しようとするもの
管理組合等	区内の共同住宅の管理組合又はその管理者で、共同住宅又はその敷地内の共用部に対象機器を設置しようとするもの
中小企業者・個人事業者	区内の建築物で事業を営んでいる又は区内に事業用の建築物を所有する中小企業者若しくは個人事業者で、当該建築物又はその敷地内に対象機器を設置しようとするもの
リース事業者	上記の助成対象者に、対象機器を貸与するもの

対象機器	金額	上限基数	設備の要件
10 急速充電設備	機器本体価格の1/4 ^{※1} (上限500,000円)	1基	① 国が実施する「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業補助金」及び「グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」に係る補助事業者に採択された事業者が補助対象機種として指定し、公開している充電設備 ② 未使用のもの
11 普通充電設備	機器本体価格の1/4 ^{※1} (上限100,000円 ^{※2})	5基	

※1 機器本体価格に消費税は含まれません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。国や都の補助金等と併用する場合は、国や都の補助金額を差し引きます。

※2 1基あたりの助成上限額です。

申請に必要な書類

1. 共通必要書類

交付申請書 ^{※1}	港区電気自動車等用充電設備導入費助成金交付申請書(第1号様式)
見積書の写し	設置予定機器の型番や、設置費用の内訳がわかるもの
対象機器のカタログ・パンフレット	機器の形状、規格等が確認できるもの
平面図	対象機器の設置場所がわかるもの
現況写真	設置予定箇所が写っているもの (注意: 施工箇所全て)
設置同意書 ^{※1}	対象機器を設置する土地を共有・借用している場合のみ
建物登記事項証明書	発行から3カ月以内のもの(登記情報提供サービスで取得したものは不可)

※1 区ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度 > 電気自動車等用充電設備導入費助成制度)からダウンロードすることができます。

2. 申請者別必要書類(P.4参照)

◆ 申請者がリース事業者の場合

- ・リース事業者の登記事項証明書及び納税証明書
- ・リース料金の算定根拠がわかるもの
- ・予定貸与先がわかるもの(予定貸与先が個人、管理組合、中小企業者、個人事業者であることを証するもの)

電気自動車(EV)とは… 外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用いて、電動モーターを動力源として走行する自動車です。

急速充電設備

電気自動車用の充電設備であり、一般的に30分程度で約80%まで充電可能な装置です。定格出力が10kw以上のものを指します。

普通充電設備

電気自動車用の充電設備であり、5～8時間程度で充電(満タン)が可能な装置です。定格出力が10kw未満のものを指します。

V2H充電設備

電気自動車用への充電、並びに電気自動車から放電(給電)ができる装置です。

12 高反射率塗料等

助成対象者(新規または平成21年度以前に助成金を受けた者)

住宅用	区内に建築物を所有する個人
共同住宅用	屋上又は屋根が区分所有者全員の共用に属する共同住宅の管理組合、管理者等
事業所用	区内に建築物を所有している法人又は個人事業者

建築物所有者	助成金額算出方法※1	上限額	塗料等の要件
個人	①、②のいずれか低い金額	300,000円	次の①～③のいずれかを満たすもの ①JIS K 5675の規格を満たす塗料等のうち、明度(L*値)が60以上で未使用のもの ②JIS K 5602に基づき、第三者機関にて測定した日射反射率(近赤外域)が60%以上であると認められた塗料等のうち、明度(L*値)が60以上で未使用のもの ③上記①、②に準ずるもの(詳しくは環境課地球環境係までお問い合わせください)
管理組合等	① 高反射率塗料等の材料費※2の全額 ② 助成対象面積(m ²)※3、4 ×2,000円	1,000,000円	
法人 個人事業者			

※1 算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※2 「高反射率塗料等の材料費」とは、仕上げとして施工する高反射率塗料等と、その下地となる塗料(プライマー等)の材料費を指し、ウレタン等の防水材は含みません。また、施工費(工賃)及び消費税は含みません。

※3 「助成対象面積」とは、屋上又は屋根に高反射率塗料等を施工する面積のうち、平面図上で確認できる部分のみを指します。立ち上がりの側面の部分については助成対象面積に含みません。傾斜している部分については表面積で計算します。詳細はP.19をご参照ください。合計面積の小数点第3位以下は切り捨てます。見積書の面積と計算書の面積が一致しない場合、小さい方を助成対象面積とします。

※4 窓のヒサシやベランダは対象となりません。階下に部屋がある屋上又は屋根部分が助成対象です。

申請に必要な書類

1. 共通必要書類

- (1) 港区高反射率塗料等材料費助成金交付申請書※5(第1号様式)
- (2) 現況写真(建築物外観写真、屋上外観写真)
- (3) 施工階平面図(施工箇所、規模を明示すること)
- (4) 立面図等(屋上・屋根の形状がわかるもの、四方向)
- (5) 塗料の塗布面積が分かる計算書 P.18参照
- (6) 施工予定建築物の登記事項証明書(発行から3か月以内のもの)
法務局が発行したもの(登記情報提供サービスで取得したものは不可)。
(当該建築物が新築の場合は検査済証(建築基準法第7条第5項)又は確認済証(建築基準法第6条第1項)の写し)
- (7) 見積書(塗料等の名称・色、施工に係る材料費と施工費(工賃)を分けたそれぞれの経費の内訳がわかるもの)の写し
- (8) 使用予定塗料の書類
 - ・第三者機関測定の証明書(日射反射率(近赤外域)が記載されているもの)
 - ・施工する塗料等の明度がわかるもの
 - ・製品カタログ
- (9) 設置同意書※5(建築物に共有者がいる場合のみ)

※5 区ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度 > 高反射率塗料等材料費助成制度)からダウンロードするかP.27、28をコピーして使用してください。

2. 申請者別必要書類(P.4参照)

- (1) 申請者が個人の場合
 - ・本人確認書類(住所がわかるものの写し)
- (2) 申請者が管理組合の場合
 - ・管理組合総会で高反射率塗料等の施工及び助成金の交付申請について議決されたことを証するものの写し(議事録など)
 - ・現在の理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し(議事録など)
- (3) 申請者が法人又は個人事業者の場合
 - ・法人又は個人事業者であることを証するもの(商業の登記事項証明書、営業許可証、直近の確定申告書等)

助成対象面積等計算書(作成例)

面積計算表

施工箇所	面積(m ²)	計算式・備考欄
助成対象面積		
① 平場(笠木含む)	48.56	高反射率塗料を塗布しない面積を除いたもので計算してください。 (例)5m×10m-天窗1.2m×1.2m=48.56m ²
② 塔屋	10	高反射率塗料を塗布しない面積を除いたもので計算してください。 (例)5m×2m=10m ²
③ 傾斜部分	11.5	基本的に実測に基づく表面積で計算してください。実測できない場合は平面図上の面積を施工面積とします。(例)5m×実測値2.3m=11.5m ²
④ ルーフバルコニー	17.8875	高反射率塗料を塗布しない面積を除いたもので計算してください。 (例)1.35m×13.25m=17.8875m ²
		交付申請書の助成対象面積に転記
助成対象面積合計	87.9475	一度全ての施工面積を足し上げます。
助成対象面積 (申請書助成対象面積に転記)	87.94	※小数点第3位以下は切り捨てます。
助成対象外面積		
① 立ち上がり	24	高反射率塗料を塗布する立ち上がり部分の面積を計算してください。 (例)(9.75m+4.5m+9.75m)×1m=24m ²
② 塔屋(壁面)	24	高反射率塗料を塗布する塔屋壁面部分の面積を計算してください。 (例)(1.5m+4.5m)×2×2m=24m ²
助成対象外面積合計	48	助成対象外面積を足し上げます。
合計	135.9475	※助成対象面積+助成対象外面積

◆注意点

- ・施工箇所を平面図に明示し、面積計算表のどの部分にあたるのか、わかるように示してください。
- ・助成対象となるのは仕上げとして施工する高反射率塗料とその下地となる塗料のみです。

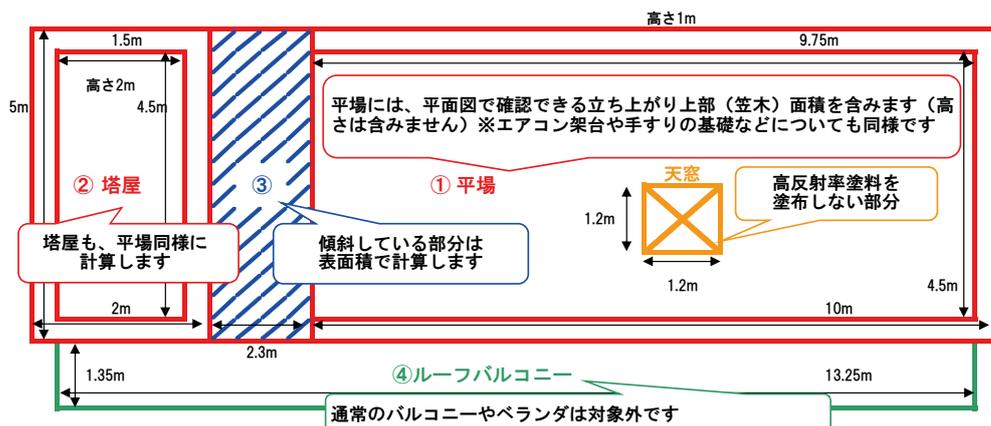
塗料等材料費必要量計算表(助成対象外面積も含む)

種別	使用予定塗料等製品名/色	荷姿(kg)	単位	使用量(kg/1m ² あたり)
トップ	●●塗料A液+B液/グレー	11	セット	0.2
下地(※)	▲▲塗料	5	缶	0.1
種別	計算式			使用数量
トップ	135.9475m ² ×0.2kg÷11kg=2.47セット			3セット
下地(※)	135.9475m ² ×0.1kg÷5kg=2.71缶			3缶

※下地塗料は、防水材の上に塗布する場合のみ助成対象

施工階平面図(作成例)

(高反射率塗料を塗布する箇所を明示してください)

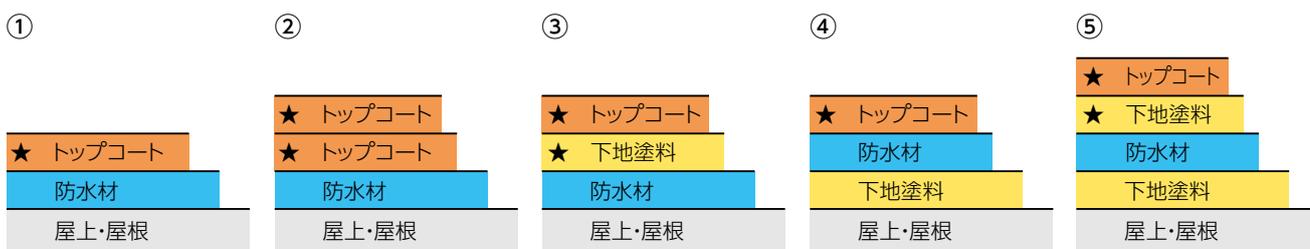


高反射率塗料等の材料費の算定基準モデルケース

材料費として算定できるものは、工程によって異なります。

いずれの場合も、**材料費と施工費(工賃)を分けた見積書**を提出してください。

	工 程	材料費として算定できるもの(下図の★)
①	屋根又は屋上に直接ウレタン等の防水材を塗布し、その上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等)のみ
②	屋根又は屋上に直接ウレタン等の防水材を塗布し、その上に高反射率塗料等のトップコートを二度塗布する場合	二回塗布分のトップコート(高反射率塗料等)のみ
③	屋根又は屋上に直接ウレタン等の防水材を塗布し、その上に下地塗料を塗布し、さらにその上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等) 下地塗料(プライマー等)
④	下地塗料の上にウレタン等の防水材を塗布し、その上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等)のみ
⑤	下地塗料の上にウレタン等の防水材を塗布し、その上に下地塗料を塗布し、さらにその上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等) 防水材の上に塗布する下地塗料(プライマー等)

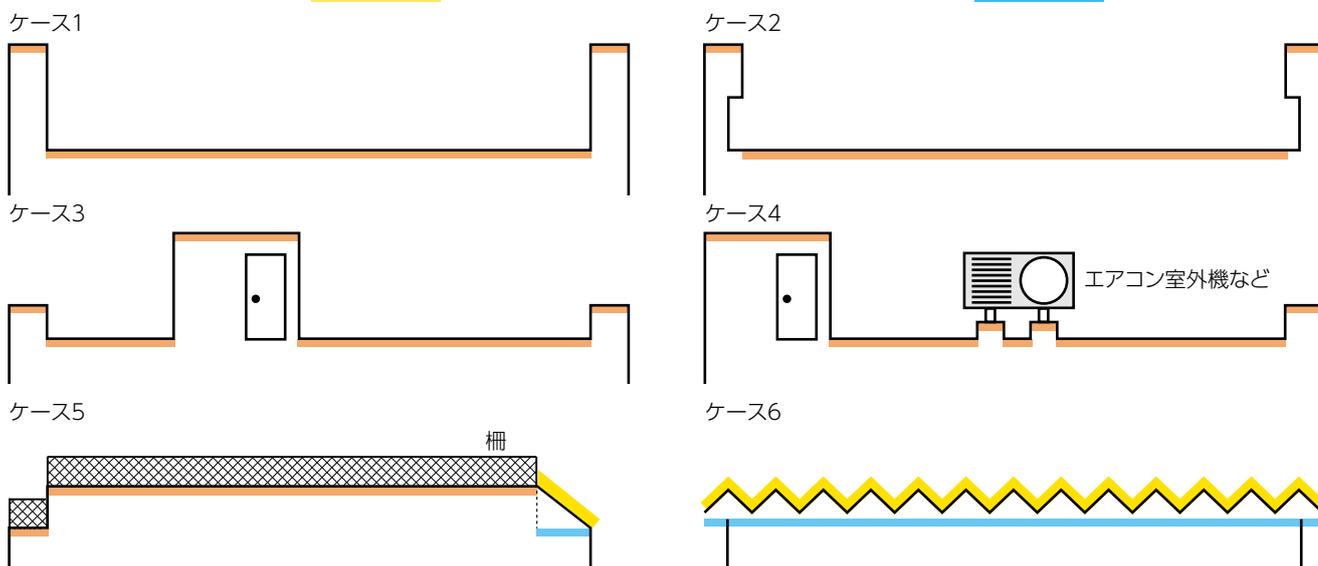


助成対象面積の算定基準モデルケース

助成対象面積は、屋上又は屋根に高反射率塗料等を施工する面積のうち、平面図上で確認できる部分に限ります(実寸がわかる場合は、その数値を図面上に記入してください)。

外壁や立ち上がりの側面の部分については助成対象面積に含みません。

【屋根・屋上の断面図】 :助成対象面積として算定する面積
 :表面積で計算する面積(計算できない場合、 の面積で算定)



※上記のほか、屋根又は屋上の形状が複雑な場合など、ご不明な点は環境課地球環境係までお問い合わせください。

よくあるご質問

Q1 中小企業者の定義は何で定められていますか？
中小企業者に該当しない法人は申請できますか？

A 本制度における中小企業者の範囲は、中小企業基本法第2条第1項のとおりとします。
主な業種及び規模は以下のとおりです。

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

・従業員規模又は資本金規模のいずれかを満たしていれば、中小企業者とします。
・不動産業は「製造業・その他の業種」に含みます。

中小企業者に該当しない法人(医療法人、一般社団・財団法人、学校法人など)は¹²高反射率塗料等のみ申請できます。

Q2 助成対象機器の設置工事後に転居するなど、申請者が、交付申請時に対象機器を設置する予定の住宅に居住していない場合、助成を申請することはできますか？

A 申請者が以下のア及びイの条件を満たす場合、助成対象者とします。
ア 交付申請時において、区内に居住(住民登録^{*})していること。
イ 完了報告時まで、対象機器を設置した区内の住宅に居住(住民登録^{*})すること。
・港区外から港区内への転入に伴う申請はできません。
※住民登録地は、住民票、運転免許証、個人番号カードなどの本人確認書類で確認します。

Q3 港区内で新たに事業を始めたい場合、助成の申請をすることができますか？

A

本社所在地	既存事業所所在地	施工予定場所	申請
区内	なし又はどこでも可	区内	可
区外	区内	区内	可
区外	なし又は区外	区内	不可

Q4 助成金の振込先について、注意点はありますか？

A 原則として、申請者の口座に振り込みます。

Q5 申請者が個人事業者の場合、見積書の宛て名は本人ではなく、経営している会社名や飲食店の屋号でよいですか？

A 申請者が個人事業者の場合、見積書、領収書等の提出書類の宛て名は、屋号を除き、申請者名で統一してください。

Q6 マンションの一室を自宅兼事務所として使用しているのですが、申請できますか？

A 自宅兼事務所の場合は、居住用、事業用いずれか1回について申請できます。設置する対象機器の使用目的(居住用、事業用)によって申請区分が変わるため、対象機器の使用目的を明確にしてください。居住用スペースと事業用スペースの区分が難しい場合は、申請前に環境課地球環境係までご相談ください。

Q7 機器等の設置工事を行う業者や、機器の要件を満たす製品を紹介してほしい。

A 公平性等の観点から、施工業者及び製品を紹介することはできません。なお、施工業者の所在地は問いません。

Q8 国や東京都の助成金との併用は可能ですか？

A 他機関の助成制度との併用が可能です。

Q9 省エネルギー診断をテナントで申請していますが、建築物所有者(オーナー)で助成金を申請することは可能ですか？

A 可能です。申請に当たって建築物所有者(オーナー)とテナントの関係性を示す書類(賃貸借期間内であることが確認できる賃貸借契約書等)を補足書類として提出していただきます。
※助成金交付申請は、同一事業所につき1回です。過去に区の助成金交付決定を受け機器を更新したビルは、申請者が異なる場合であっても助成対象外となる場合があります。ビルオーナー、テナントの中小企業者・個人事業者は、事前に環境課地球環境係までお問い合わせください。

Q10 国や都が作成した省エネ診断書の記載内容に間違いがありました。正しい内容を申告すれば区で内容を修正することは可能ですか？

A 区で修正することはできません。修正は、省エネ診断書発行機関に直接依頼してください。修正には時間がかかることがありますので、事前に記載内容をご確認ください。

Q11 屋上等の緑化に関する助成制度はありますか？

A 各地区総合支所のまちづくり課で行っていますので、申請手続き等詳細は下記担当にお問い合わせ下さい。

担当・問い合わせ先	各地区総合支所	まちづくり課	まちづくり係
	芝地区総合支所		03-3578-3104
	麻布地区総合支所		03-5114-8815
	赤坂地区総合支所		03-5413-7038
	高輪地区総合支所		03-5421-7664
	芝浦港南地区総合支所		03-6400-0017

Q12 省エネ機器の設置やアスベスト対策などを行う際、融資を受けることは可能ですか？

A 区では、創エネルギー機器等の助成金の交付決定を受けた区内中小企業者を対象に低利で融資を受けられる「環境対策融資」のあっせんを実施しています。融資あっせんの対象項目・申請手続等の詳細については、産業振興課経営相談担当(03-6435-4620)にお問い合わせください。

Q13 高反射率塗料等の助成対象者に「平成21年度以前」とありますが、平成21年度中の申請は含まれますか？

A 平成21年度中の申請を含みます。平成22年3月31日までに申請したものが対象となります。

その他助成制度に関するご不明点等は環境課地球環境係へお問い合わせください。

完了報告時に必要な添付書類一覧

① 港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

以下の1及び2の書類を環境課地球環境係（港区芝公園1-5-25 8F）に提出してください。

1 全機器共通に必要な書類

必要書類	申請者区分			
	区民	管理組合等	中小企業者	個人事業者
完了報告書兼請求書	○	○	○	○
領収書 ^{※1} の写し	○	○	○	○
機器等の設置後の写真 ^{※2}	○	○	○	○
新住所（機器等を設置した場所）に住所登録したことを証する書類（住民票等） ^{※3}	○	—	—	—
新住所（機器等を設置した場所）で事業を開始したことを証する書類 ^{※4}	—	—	○	○

※1 領収書の宛名が申請者名と同一であることおよび金額が見積書の金額と一致していることを確認してください。

※2 設置場所が複数になる場合においては、すべての設置場所の写真を提出してください。

※3 申請者が交付申請時に対象機器等の設置予定場所に居住していなかった場合のみ提出してください。

※4 設置場所以外の所在地（区内に限る）ですでに営業している事業者が申請する場合のみ提出してください。

2 対象機器別必要書類

助成項目（対象機器等）	必要書類
太陽光発電システム	電力会社と締結した電力受給契約が確認できる書類
日射調整フィルム	設置工事中的の写真 [※]
高断熱サッシ	【区民】 設置工事中的の写真 [※] 【管理組合等】 ・設置工事中的の写真（住戸タイプ別に提出すること） ・出荷証明書の写し
蓄電システム	【全対象機器】 設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	【人感センサー付照明】【事業所用高効率空調機器】 設置工事中的の写真 [※]
人感センサー付照明	
管理組合等向けLED照明	【管理組合等向けLED照明、省エネルギー診断結果に基づく設備改修】 工事完了報告書（作成例はP.24を参照）
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	
事業所用高効率空調機器	【LED照明】 直管型LEDランプに関する安全確認報告書（第9号様式）。ただし、直管型LEDランプの照明器具の一部を改修し、又は改造した場合に限る。

※ 設置場所が複数になる場合は、すべての設置場所の写真を提出してください。

2 港区高反射率塗料等材料費助成

必要書類	完了報告書兼請求書
	施工箇所の施工後の写真
	使用後の塗料の缶の写真(缶をつぶす、蓋をあけるなど、塗料を使用したことが確認できるもの)*
	領収書の写し(申請者名と同一であること)
	塗料の出荷証明書(塗料等の名称、色、数量が記載されたもの)の写し

*使用個数が複数になる場合は、すべての缶の写真を提出してください

3 港区電気自動車等用充電設備導入費助成

必要書類	完了報告書兼請求書
	領収書の写し(申請者名と同一であること)
	対象機器の設置工事中及び設置後の写真
	対象機器の納品書の写し

工事完了報告書〈作成例〉

工事完了報告書

年 月 日

発注者

申請者宛 環境 太郎 様

受注者

住所 港区芝浦 1-16-1
芝浦港南工業(株)
代表取締役
氏名 芝浦港南 太郎
(法人にあっては、所在地及び法人名
並びに代表者の氏名)

下記のとおり工事を完了しましたので、報告いたします。

記

1 工事の名称	港区役所環境保全管理組合 LED 照明設置工事
2 施工場所	港区芝公園 1-5-25 8階
3 施工期間	2019年5月18日 ~ 2019年5月18日
4 設置機器の型番 及び台数	MNT-3710KAN 3台 MNT-3710KYO 1台
5 備考	

以上

(宛先)
港区長



年 月 日

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金交付申請書

フリガナ

氏名

印

申請者

住所

電話番号

※管理組合の場合は、管理組合名・理事長名・理事長印
 ※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印
 ※スタンプ印は不可

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者区分
(該当区分に○印)

区民	管理組合等	中小企業者	個人事業者
----	-------	-------	-------

2 設置予定機器等

機器等の種類 (該当する機器に○印)	助成額算定根拠 ※1	交付申請額 ※2
太陽光発電システム	(太陽電池の公称最大出力又は パワーコンディショナの定格出力 のいずれか小さい値) kW	円
蓄電システム	(初期実効容量) kWh	円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	(機器費) 円	円
日射調整フィルム	(フィルム設置面積) m ²	円
	(設置に要する経費) 円	
高断熱サッシ	(戸数)※3 戸	円
	(施工戸数)※3 戸	
管理組合等向けLED照明	(設置に要する経費) 円	円
	(設置に要する経費) 円	
人感センサー付照明	(設置に要する経費) 円	円
事業所用高効率空調機器	(設置に要する経費) 円	円
省エネルギー診断結果に基づく 設備改修	(設置に要する経費) 円	円

※1 助成額算定根拠に、小数点第三位以下の数字があるときは、これを切り捨てます。また、消費税は含みません。

※2 助成上限額以内とし、1,000円未満を切り捨てます。

※3 申請者が管理組合等の場合は記入してください。

3 設置場所等

設置場所所在地 (該当箇所に○印)	上記申請者住所と同じ場所		
	その他	〒 港区	
設置建築物の状況 (該当箇所に○印)	自己所有	管理組合等	共有又は賃貸、使用貸借
予定設置期間	着工	年 月 日	完了 年 月 日

4 他機関への申請状況 (ある場合は、申請先機関名及び予定補助金額を記入してください。)

申請先機関名 予定補助金額	無	有
------------------	---	---

交付申請書(記入例)

区に提出する日を記入してください。

第1号様式(第5条関係)

(宛先)
港区長



2022年 ● 月 ● 日

※事業者、管理組合、代表者印
※スタンプ印使用不可

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金交付申請書

- ・区民氏名
- ・管理組合:管理組合名及び代表者名
- ・中小企業者:会社名及び代表者名
- ・個人事業者:代表者名

フリガナ ミナト タロウ

氏名 港 太郎



住所 〒105-8511
東京都港区芝公園1-5-25

電話番号 03-3578-2111

※管理組合の場合は、管理組合名・理事長名・理事長印
※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印
※スタンプ印は不可

- ・区民:住民登録(住民票)がある住所
- ・管理組合:管理組合の所在地
- ・中小企業者:商業の登記事項証明書に記載されている住所
- ・個人事業者:住民登録(住民票)がある住所

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

該当する区分に○をつけてください。

記

1 申請者区分
(該当区分に○印)

<input checked="" type="radio"/>	区民	<input type="radio"/>	管理組合等	<input type="radio"/>	中小企業者	<input type="radio"/>	個人事業者
----------------------------------	----	-----------------------	-------	-----------------------	-------	-----------------------	-------

2 設置予定機器等

機器等の種類 (該当する機器に○印)	助成額算定根拠 ※1	交付申請額 ※2
<input checked="" type="radio"/> 太陽光発電システム	(太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値) kW	円
蓄電システム	(初期実効容量) kWh	円
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	(機器費) 円	円
日射調整フィルム	(フィルム設置面積) m ² (設置に要する経費) 円	円
高断熱サッシ	(戸数)※3 戸 (設置に要する経費)	円
管理組合等向けLED照明	(設置に要する経費) 円	円
人感センサー付照明	(設置に要する経費) 円	円
事業所用高効率空調機器	(設置に要する経費) 円	円
省エネルギー診断結果に基づく設備改修	(設置に要する経費) 円	円

未記入
※申請時に窓口で記入

- ※1 助成額算定根拠に、小数点第三位以下の数字があるときは、これを切り捨てます。また、消費税は含みません。
- ※2 助成上限額以内とし、1,000円未満を切り捨てます。
- ※3 申請者が管理組合等の場合は記入してください。

共有又は賃貸、使用貸借、設置建築物所有者の同意書が必要です。

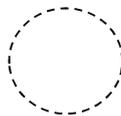
3 設置場所等

設置場所所在地 (該当箇所○印)	上記申請者住所と同じ場所		
	その他	〒 港区 ※地番ではなく住居表示の住所	
設置建築物の状況 (該当箇所○印)	自己所有	管理組合等	<input checked="" type="radio"/> 共有又は賃貸、使用貸借
予定設置期間	着工	2022年 12月 1日	完了 2023年 1月 17日

4 他機関への申請状況(ある場合は、申請先機関名及び予定補助金額を記入してください。)

申請先機関名	無	有
予定補助金額		

工事着工日は交付申請書の提出日以降にしてください。
また、工事完了日は、3月20日(この日が、土、日曜日、祝祭日の際は、その前日)より前にしてください。



捨印

年 月 日

（宛先）
港区 長

港区高反射率塗料等材料費助成金交付申請書

フリガナ
申請者（建築物所有者） 氏名 ㊟

(〒 -)

住所

電話番号

※管理組合の場合は、管理組合名・理事長名・理事長印
※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印
※スタンプ印は不可

港区高反射率塗料等材料費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。
記

1 申請者区分 (該当区分に○印)	⋮ (住宅用) ⋮ 個人	⋮ (共同住宅用) ⋮ 管理者又は管理組合	⋮ (事業所用) ⋮ 法人又は個人事業者
----------------------	-----------------	--------------------------	-------------------------

2 実施概要

建築物所在地	〒 港区		
助成対象経費(材料費)①※1	円	助成対象面積※2	m ²
助成対象面積 (m ²) に助成単価 (2,000円) を乗じた金額②			円
交付申請額※3			円
工事着工予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
建築物概要	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 新增築 <input type="checkbox"/> 既築
使用予定塗料 メーカー・製品名・色			
同一建築物について過去に助成を受けたことがある	無	有	

※1 材料費には、消費税は含まれません。
 ※2 助成対象面積に小数点第三位以下の数字があるときは、これを切り捨てます。
 ※3 ①又は②のいずれか小さい額が交付申請額（助成上限額以内）となり、1,000円未満の金額は切り捨てます。

3 添付書類

- (1) 現況写真（建築物外観写真、屋上外観写真）
- (2) 施工階平面図（施工箇所・規模を明示すること）
- (3) 助成対象面積がわかる計算書
- (4) 立面図等（屋上・屋根の形状がわかるもの）
- (5) 施工予定建築物の登記事項証明書等（発行から3か月以内のもの）
※当該建築物が新築の場合は検査済証（建築基準法第7条第5項）又は確認済証（建築基準法第6条第1項）の写し
- (6) 塗料等の施工にかかる経費の見積書及び塗料等材料必要量計算書
- (7) 使用予定塗料の資料
 - ・第三者機関測定 of 証明書（日射反射率（近赤外域）が記載されているもの）
 - ・施工する塗料等の明度がわかるもの
 - ・製品カタログ（塗料1缶あたりの塗布量又はそれに類するものの数値が記載されているもの）
- (8) 設置同意書（建築物に共有者がいる場合のみ）
- (9) 申請者が個人の場合
 - ・本人確認書類（住所がわかるものの写し）
- (10) 申請者が管理組合の場合
 - ・管理組合総会で高反射率塗料等の施工及び助成金の交付申請について議決されたことを証するものの写し（議事録など）
 - ・現在の理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し（議事録など）
- (11) 申請者が法人又は個人事業者の場合
 - ・法人又は個人事業者であることを証するもの（商業の登記事項証明書、営業許可証、直近の確定申告書等）

(宛先)
港区長



年 月 日

設置同意書

フリガナ
氏名 (印)

所有権者 住所 〒

電話番号

※管理組合の場合は、管理組合名・理事長名・理事長印
※事業者の場合は、会社名・代表者名・代表者印
※スタンプ印は不可

私は、所有する建築物（土地）に、下記のとおり交付申請に係る助成対象機器等を設置することについて同意します。

記

1 申請者 氏名 _____

住所 _____

2 設置場所所在地 港区 _____

3 設置機器等名称(該当するものに○を記入)

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金

<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 高断熱サッシ
<input type="checkbox"/> 蓄電システム	<input type="checkbox"/> 事業所用高効率空調機器
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	<input type="checkbox"/> 省エネルギー診断結果に基づく設備改修
<input type="checkbox"/> 日射調整フィルム	

港区電気自動車等用充電設備導入費助成金

<input type="checkbox"/> 電気自動車等用急速充電設備	<input type="checkbox"/> 電気自動車等用普通充電設備
--	--

港区高反射率塗料等材料費助成金

<input type="checkbox"/> 高反射率塗料等

■ 港区

港区地球温暖化対策助成制度	環境課地球環境係 03-3578-2496～2498
---------------	--------------------------------------

助成制度についての情報は、区ホームページ (<https://www.city.minato.tokyo.jp/>) ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度に掲載しています。

■ 東京都

水素を活用した スマートエネルギーエリア形成推進事業 ●家庭用燃料電池(エネファーム)	東京都地球温暖化 防止活動推進センター (クール・ネット東京)	03-5990-5061 (代表)
災害にも強く健康にも資する 断熱・太陽光住宅普及拡大事業 ●太陽光発電設備 ●蓄電池システム ●高断熱窓		
充電設備促進事業 ●電気自動車用充電設備等		

■ 国 (経済産業省および環境省)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業 (経産省ZEH) ●太陽光発電システム等 (付帯する蓄電システムを含む)	一般社団法人環境共創 イニシアチブ (SII)	03-5565-4030
次世代省エネ建材支援事業 ●高断熱サッシ		03-5565-3110
既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ●高断熱サッシ	公益財団法人 北海道環境財団	011-206-1573

他機関の補助事業については、別途手続が必要です。補助期間が終了している場合がありますので、詳細については各機関のホームページ等でご確認ください。(2022年2月時点での情報です。)

発行番号 2022011-5611

地球温暖化対策助成制度のご案内
2022年4月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部環境課地球環境係
〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25
電話 03-3578-2496～2498

